

これからも安心して生活していただくために 京都市 単身高齢者 万一あんしんサービス

生前、利用者からお預かりした費用により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業です。
※ 事業による支援は、京都市からの委託により、京都市社会福祉協議会が実施します。

1. 事業対象者

○ この事業を利用するには、以下の要件のすべてを満たす必要があります。

- ① 京都市内在住
- ② 65歳以上
- ③ ひとり暮らし
- ④ 契約能力がある
※ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外
- ⑤ 子どもや頼れる親族がいない
- ⑥ 低所得者 (市民税非課税・不動産非所有・預貯金240万円以下)
- ⑦ 賃貸住宅 (公営住宅を含む) 入居者
- ⑧ 生活保護を受給していない
- ⑨ 契約時、預託金を一括して預けることができる
- ⑩ 契約後、京都市社会福祉協議会職員による安否確認 (電話や訪問) を受けることができる



2. 預託金

○ 契約の際、京都市社会福祉協議会にお預けいただきます。

内 容	金 額	備 考
葬儀・納骨費用	25万円	① 利用者全員を対象とします。 ② 葬儀社が管理するホールにご遺体を安置した後、京都市中央斎場で火葬し、京都市深草墓園に納骨します。(原則) ③ 通夜や告別式は行いません。
残置物処分費用	見積額による	① 利用者のうち、希望者のみを対象とします。 ② 残された家財等は、すべて専門業者により処分します。

質問 5 子どもはいませんが、兄弟姉妹はいます。しかし、高齢であったり、遠方に住んでいる等により頼ることができません。

回答 ご事情により、事業を利用していただける場合もあります。

質問 6 健康状態に変化があり、入院や施設入所することになりました。



回答 利用者が事業の利用を希望する限り、契約は継続します。

質問 7 生活費が不足するので、預託金の一部のみ返還してください。

回答 預託金の一部のみ返還することはできません。この場合は、契約は解約し、お預かりした預託金を全額返還します。

質問 8 安否確認はどのようにして行いますか。

回答 京都市社会福祉協議会の職員が、電話やご自宅への訪問等により行います。なお、安否確認の際、利用者の生活状況や健康状態に変化があった場合には、介護サービスや成年後見制度等を利用できるよう、支援させていただきます。

質問 9 契約後、残置物処分に関する契約を追加することはできますか。

回答 できます。その場合は、改めて処分費用の見積りを行い、見積額に応じた預託金をお預けいただきます。

質問 10 契約中、いつでも解約できますか。

回答 できます。契約を解約した場合には、お預かりした預託金を全額返還します。

【お問合せ先】京都市社会福祉協議会 京都市長寿すこやかセンター
電話 / 075-354-8741 ファックス / 075-354-8742

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1「ひと・まち交流館 京都」
受付時間 月曜日～土曜日：午前9時～午後9時 日曜日・祝日：午前9時～午後4時30分
※ 毎月第3火曜日 (祝日の場合は翌日) 及び年末年始は休み

3.利用契約

- 提示する葬儀社リストから、利用者が1社選択していただきます。
- 葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で契約（三者契約）を結びます。
- 成年後見制度の利用等により契約を解約する場合には、預託金は全額返還します。

4.安否確認

- 京都市社会福祉協議会の職員が、定期的に、電話や訪問等により、利用者の生活状況や健康状態を確認します。
- 必要があれば、介護サービスや成年後見制度等の支援におつなぎします。

5.急変したとき

- 京都市社会福祉協議会（平日の日中）と契約した葬儀社（平日の日中以外、土日祝を含む）が緊急連絡を受け付けます。
- 利用者からリビングウィル等をお預かりしている場合には、医療機関等関係者に対して開示させていただきます。

//利用者カード//

意識不明になったときに医療機関等から連絡を受け付けることができるよう、京都市社会福祉協議会と契約する葬儀社の連絡先を記載した利用者カードを発行します。

利用者は、常に、このカードを携帯してください。



6.亡くなったとき

- 契約に基づき、葬儀社が葬儀と納骨を行います。
- 残置物処分の契約を結んでいる場合には、葬儀社が家財等を処分します。
- 京都市社会福祉協議会は、契約内容の履行を確認した後、葬儀社に対して、利用者からお預かりしたお金（預託金）を支払います。

7.事業利用に必要な書類

- 以下の書類をご提出いただきます。

- ① 申込書
- ② 誕生してから現在までの戸籍
- ③ 住民票
- ④ 介護保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書
- ⑤ 健康保険被保険者証 又は 後期高齢者医療被保険者証
- ⑥ 居住不動産の賃貸借契約書コピー
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 契約書



8.質問と答え

質問
1

契約後に京都市外に転居した場合は、この事業の利用を続けることはできますか。

回答 できません。京都市外に転居した場合には契約は解除とし、お預かりした預託金を全額返還します。



質問
2

判断能力があることは、どのようにして確認しますか。

回答 職員が面接を通じて確認します。診断書等、医師の証明はいりません。
なお、判断能力について疑義がある場合には、京都市社会福祉協議会が設ける契約締結審査会において契約の可否を審査します。

質問
3

契約後、判断能力が低下しました。

回答 判断能力が低下し、成年後見制度を利用することになった場合には契約は解約とし、お預かりした預託金を全額返還します。ただし、同様の場合で、日常生活自立支援事業を利用することになった場合には、契約は継続します。

質問
4

子どもがいないことを、どのようにして明らかにすればよいですか。

回答 ご提出いただく戸籍謄本及び除籍謄本にて確認させていただきます。